

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和3年度改正)

	質問	回答
1	工事全体の中で、一部分のみ補助金申請対象となりうる工事があるが、申請可能か	補助金申請対象となる部分に係る工事費のみを算出することができれば、申請可能です。
2	補助金の申請ができるのは、1度だけか	本事業実施期間（平成30年度から令和4年度まで）の5年間通算で、1区市町村あたり3,000万円が利用可能な補助金の上限額です。この枠内であれば、複数回申請が可能です。
3	すでにこの補助事業を利用しているが、補助上限額は1,500万円から3,000万円に増額することで、利用可能な残額が増えるということか	その通りです。すでに利用している自治体においては、補助金の上限額3,000万円からすでに利用いただいた補助金額の累計を差し引いた額が令和4年度末までの利用可能な額となります。
4	職員のみが利用する施設は対象となるか	本補助事業は一般都民の目に触れ、木材利用をPRできるものを対象としています。そのため、職員しか立入りや利用ができない箇所については対象外となります。
5	公園に木製ベンチを設置したいが、設置場所の都合上ベンチを固定することができない。木製外構施設の整備で申請が可能か	設置場所の都合等でやむなく固定ができない場合も、屋外での使用が主ということであれば、木製外構施設の整備で申請可能です。
6	木製遊具の整備は、多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備とあるが、室内で子供向けに整備する積み木などの木製遊具は対象外なのか	室内で子供向けに整備する積み木などの遊具は、木製什器の整備として対象としています。「木製遊具」と「木製什器」では、多摩産材使用量の要件が変わるのでご注意ください。
7	木材利用推進方針に多摩産材の利用を明記しないと、補助金を利用できないのか	当プロジェクトで木製外構工事以外の事業を実施する場合は、木材利用推進方針の策定が必要ですが、その方針の内容については要件としていません。本補助事業をはじめ、東京の森林整備を促進する観点から東京の木多摩産材の利用拡大の取組みをお願いします。
8	木製外構工事以外は、木材利用推進方針の策定が必要とのことだが、方針は事業計画の申請までに策定する必要があるのか	本補助金の支援対象者は方針策定済みの自治体とする（実施要綱第5（支援対象者））としていることから、事業計画申請時には策定済であることが必要です。
9	「東京の森林や多摩産材のPR」とは、どんな方法があるか	対象施設に、当該施設・設備は多摩産材で作成されている旨の表示をしていただく、また、ホームページで情報発信する等、木材利用の意義を利用者の皆さまにお知らせできる工夫をお願いします。「木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材等の利用拡大を図ること」を目的とする、本事業の趣旨をご理解ください。

その他ご不明な点は担当までお問合せ下さい。